

令和4年第4回会津坂下町議会定例会会議録

令和4年12月1日から令和4年12月9日まで第4回定例会が町役場議場に招集された。

令和4年12月1日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	中 村 夏 実
書 記	加 藤 秀 法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	佐 藤 銀四郎
政策財政課長	佐 藤 秀 一	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良
庁舎整備課長	遠 藤 幸 喜	会 計 管 理 者	田 部 嘉 之
教 育 課 長	上 谷 圭 一	監 査 委 員	仙 波 利 郎

◎開会及び会議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、5番、横山智代君、6番、渡部正司君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第4回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程（案）のとおり、本日12月1日から12月9日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月1日から12月9日までの9日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（水野孝一君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告4件を提出いたします。

初めに町長から報告1件の提出がありました。議長報告第28号「議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について」であります。

朗読を省略して、内容の説明を求めます。

議長報告第28号について、説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。

私より議長報告第28号、町長報告第21号「議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について」ご説明申し上げます。

この報告は、さきの議会からの懸案事項及びその他の事項について報告するもので、一般質問に対して実施または検討するとした事項について検討経過・結果等について報告するものであります。

担当部署は総務課で、令和4年3月定例会において、2番、蓮沼文明議員の「役場職員の出勤簿において、タイムカード導入または職員ＩＤカードとの連動を提案する」とあったおただしについて、検討した結果、継続して内部で検討中であります。

その検討内容は、ＩＤカードを用いた職員の勤怠管理については、管理システムの導入を考えております。現在、新庁舎の建設が予定されており、当該システムの導入には、ハード・ソフト両面の整備が必要となることから、新庁舎建設に併せて導入を進めてまいります。

以上、報告といたします。

◎議長（水野孝一君）

以上、説明のとおりでありますのでご承知願います。

続いて、議長報告第29号「例月出納検査の結果報告について」、議長報告第30号「定期監査の結果報告について」及び議長報告第31号「諸般の報告（第4号）について」の3件であります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日ここに令和4年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げるとともに、当面する町行政の諸課題について、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者数が減少し、日常を取り戻しつつありましたが、11月に入り、新規感染者数が大幅に増加するなど第8波による感染拡大

が懸念されております。町民の皆様には基本的な感染対策の徹底やワクチン接種などへのご協力をお願いいたします。

さて、この間のスポーツイベントにおきましては、町代表チームのすばらしい活躍がございました。

初めに、第16回市町村対抗福島県軟式野球大会では惜しくも初戦で敗退となりましたが、選手皆さんが一つのボールに集中し、全力でプレーする姿に大いに感動いたしました。次年度の活躍を期待しているところであります。

次に、第9回市町村対抗福島県ソフトボール大会では、1回戦、2回戦を順調に勝ち進み、3回戦の会津若松市、準々決勝の本宮市との強豪を相手に勝利し、初のベスト4の好成績を収めました。準決勝では優勝した郡山市に惜しくも敗れましたが、第3位となり来年のシード権を獲得する大活躍でありました。

次に、11月20日に開催されました第34回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会では、会津坂下町チームは5時間36分17秒で総合27位、町の部では5年連続入賞となる10位となりました。選手の皆さんが1本のたすきを必死につなごうとする姿に勇気と感動を与えていただきました。これらの大会に出場するため万全の準備を整えられてきた関係者の皆様のご尽力と多くの町民の方々の応援に感謝を申し上げますとともに、選手皆様の今後ますますのご活躍を期待いたします。

それでは、本議会に提案する案件について申し上げます。

初めに、会津坂下町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、複雑、高度化する行政課題への的確な対応や能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用し、次の世代にその知識、技術、経験などを継承するため、定年が現行の60歳から65歳まで段階的に引き上げられるものであり、地方公務員法の改正に伴い、関係する条例を改正するものであります。

次に、会津坂下町議会議員及び会津坂下町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例につきましては、最近における物価の変動及び消費税増税を踏まえ、公職選挙法施行令において国政選挙における選挙運動の公営に要する経費に係る限度額の引上げが行われたことに伴う改正で、町議会議員選挙及び町長選挙における公費負担の限度額引上げを行うものであります。

次に、会津坂下町税条例等の一部を改正する条例につきましては、令和4年度の税制改正による地方税法等の改正に伴う改正であります。主な改正点は、個人住民税における住宅ローン控除の特例の延長、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る既定の追加及び上場株式等の配当所得等に係る課税方式を改正するものであります。

次に、補正予算について申し上げます。

補正予算につきましては、令和4年度一般会計補正予算第7号のほか、特別会計補正予算が4件ございますが、特に一般会計補正予算について申し上げます。歳入歳出にそれぞれ3億1,134万7,000円を追加し、86億7,141万4,000円とするものであります。歳入

の主なものは、国県支出金の確定に伴う増減のほか、ふるさと納税寄附金の1億円の増を見込み、2億5,000万円として計上しました。

なお、11月末現在のふるさと納税寄附金につきましては、前年対比103%となっております。歳出の主なものは、事業費の確定に伴う増減、ふるさと納税寄附金の増に伴う返礼費等に係る経費の増額、起債の繰上償還の実施と、8月3日から4日の豪雨により被災した袋原地区、本名地区の農地・農業用施設の災害復旧工事費、また新型コロナウイルスワクチン接種について年内接種促進の体制整備及び生後6か月から4歳までの乳幼児のワクチン接種費用を計上しました。

次に、最近の町政について申し上げます。

初めに、社会保障・税番号制度事業について申し上げます。マイナンバーカードの申請状況ですが、11月30日現在で申請率55.5%となり、町民の2人に1人が申請をされております。本庁では、11月と12月の取得促進強化月間として広報誌や町ホームページを活用するとともに、本庁舎の階段や窓などを利用しながら取得のPRをしているところであります。また、庁舎内での申請のサポートや毎週末に各コミセンで開催している出張申請受付により順調に申請者が増えている現状であります。今後もさらなる推進を図ってまいります。

次に、過疎対策事業について申し上げます。

本年4月より最重点事業として進めております過疎対策事業については、交流人口対策、関係人口対策、定住人口対策の三つの人口対策に取り組んでおります。定住人口対策事業であります会津坂下町住宅取得支援事業補助金は17件の申請があり、着実に若者世代の移住定住に結びついてきております。1月には第2回目となる冬期間の移住体験ツアーを実施し、本町の魅力を感じてもらうことで交流人口の拡大につなげてまいります。今後も魅力ある施策を展開しながら移住定住を推進してまいります。

次に、建設町政について申し上げます。

丈助橋整備事業につきましては、測量・設計業務を発注しており、今後、詳細設計を発注するとともに、早期着手に向け、関係機関との協議を進めてまいります。長井橋につきましては、修繕工事を発注し、年度内完了に向け進めてまいります。

次に、公共下水道事業について申し上げます。

坂下町中央処理区域内につきましては、町道安兵衛通りほか5路線の管渠埋設工事を実施しており、年度内の完成に向けて進めてまいります。また、県道会津坂下会津高田線管路DB整備事業につきましては、今年度中の基本協定及び設計業務委託契約締結に向けて順次進めてまいります。

次に、上水道事業について申し上げます。

県道会津坂下会津高田線配水管布設替工事ほか2路線は既に着手しており、年度内完成に向けて進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

令和4年産米の生産状況につきましては、6月上旬の低温と、7月上旬から8月中旬にかけての日照不足による生育への影響を受け、会津地方の作況指数は99の平年並みと

発表されており、JA会津よつばが本町管内で集荷した米の1等米比率は10月末現在で97.4%となっております。また、価格動向につきましては、需要に応じた米生産が着実に実行され、主食用米作付が全国で5万2,000ヘクタール減少したこと、民間在庫量が適正水準に達したこと等を要因として、令和4年産米の10月の相対取引平均価格は令和3年産米を13%程度上回っている状況にあります。

しかし、このような状況下においても新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、産地として需要に応じた米生産を継続していくことは米価の維持回復につながる重要な施策であることから、令和5年産米の生産につきましても、今年度同様に農家所得の確保を最優先課題に位置づけ、国の直接支払交付金により、確実な収入が見込める新規需要米等作付への誘導を継続的に行ってまいります。さらに、確実な所得確保による持続可能な水稻の生産体系確立を目指し、今年度実証試験に取り組みました低コスト、省力技術の導入と普及に向けマニュアルを策定するとともに、作業受託等の受入れ体制を整備し、農業者への技術導入を促進し、持続可能な農業生産体系を確立してまいります。

次に、有害鳥獣対策につきましては、いのししの出没件数は減少したものの、ツキノワグマの出没件数が増加し、捕獲わな設置により11頭を駆除するとともに、電気柵設置や放任果樹伐採による被害の拡大抑制に当たってまいりました。また、集落絡みの電気柵設置につきましては、県と町、集落が連携し、環境診断や緩衝帯整備等に取り組んでおり、2集落で県補助事業の採択を受け、電気柵を設置する予定であります。

次に、8月3日から4日に発生した豪雨災害について申し上げます。

被害状況は、農地の法面崩落が12か所、農道法面崩落及び用排水路への土砂流入等が3か所、排水路崩落が2か所の計17か所あり、11月8日から11日までの国災害査定により5か所が本災害に該当したところであります。今後は、来期の作付に支障がないよう復旧に向けた取組を進めてまいります。

次に、商工業及び観光物産行政について申し上げます。

まず、商工業行政につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う物価高騰対策として実施しておりました会津坂下町原油価格・物価高騰等総合緊急対策関連事業につきましては、11月25日時点で事業者向けの価格高騰対策支援金事業は407件、1,457万円、燃料費高騰に係る運送業者等支援事業は27件、214万円の申請がありました。

また、ばんげ応援商品券につきましては、12月31日までの利用期限となっておりますが、11月25日現在の換金額は4,843万5,000円で換金率は63.3%となっております。

次に、商店街活性化として軽トラタ市の開催及び馬肉の消費拡大として、11月29日には会津ばんげ馬（さくら）の会による肉の日イベント、いい肉の日を開催いたしました。

次に、観光行政においては、自治会をはじめ関係機関にご協力をいただき、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら9月17日に秋まつりを開催することができました。また、いにしえ街道そば祭りは中止となりましたが、そばの振興のための代替え事業として生そばを送料無料で配送する会津坂下町そばざんまいや町内飲食店等でのスタンプラリーを実施しております。

さらに、坂下初市につきましては、過日開催された実行委員会において福豆俵まきは密状態が避けられないことから中止となりましたが、大俵引きなどのほかの行事は感染拡大防止対策を講じながらできる限り通常開催するとの方針が決定されております。

また、まち歩き事業は10月に坂本・高寺地区方面、11月に若宮地区方面で実施し、いずれも参加者からは大変ご好評をいただいております。12月にも開催を予定しております。

新型コロナウイルス感染症の再拡大の兆しがありますが、今後も感染状況を注視しながらもできる限り積極的に商工業、観光の振興につながる取組を進めてまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

旧江戸鮎建物解体工事については工事が完了し、駐車場として整備しました。9月より7地区において行ってまいりました、まちづくり懇談会や町商工会の理事の方々との懇談会、また自治会とのタウンミーティング、さらに町民アンケート調査の実施など、町民の方々の様々な意見を拝聴してきました。懇談会などの中で新たに検討すべき意見や要望なども寄せられたことから、自らの考え方を優先するのではなく多くの町民の意見を今後の庁舎建設の方向性としていと考えております。各種団体の役員会等にお伺いさせていただき、様々な意見をお聞きする機会を増やし、今後の庁舎建設の方向性を決定したいと考えております。そのため、建設場所について12月中に表明するとしていたものを延期し、できるだけ早い時期に表明を行ってまいりたいと考えております。ご理解を賜りたく存じます。

次に、教育行政について申し上げます。

新型コロナウイルス感染状況につきましては、第8波による感染拡大が懸念されており、11月中旬以降、児童・生徒の感染者数増加の傾向にあり、一部では感染拡大防止のための学級閉鎖等を実施していました。学校運営や行事等については、引き続き感染防止対策を実施しながら学びを止めないことを原則として対応してまいります。教育施設の主な修繕につきましては、南小学校北側校舎屋上防水改修工事、坂下中学校トイレ洋式化改修工事は9月末に竣工いたしました。中学校の運動部活動の地域移行に関する検討につきましては、これまで児童・生徒、保護者や教職員にアンケート調査を実施し、その集計や分析等を行ってまいります。あわせて、関係者による協議会を設置し、学校における情報を共有し、実情や児童・生徒、保護者のニーズ、教職員の意向を踏まえ、地域における新たなスポーツ環境の在り方について検討を行ってまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

子育てふれあい交流センターの利用状況であります。令和4年4月から10月までの累計来館者数は延べ3,078人で前年同時期の996人より大幅に伸びております。今後も新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しながら子育てサークル友の会の活動支援やセンターのイベント実施、地区のイベントでのPR活動等により子育て中の保護者が気軽に訪れ、子育ての悩みを相談できる環境づくりを進めてまいります。

次に、保育所等へのICTシステム導入の進捗状況であります。システムの選定が終わり、令和5年2月の施行運用に向け、データ移行等の準備を進めてまいります。

なお、本定例会に上程いたしました案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお

手元に差し上げたとおりであります、その内容につきましては各担当課長より説明させていただきますので、何とぞ慎重なご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第86号から議案第94号の一括上程

◎議長（水野孝一君）

日程第4、議案第86号「会津坂下町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」から議案第94号「令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第4号）」までの9件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議案第86号 会津坂下町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第87号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第88号 会津坂下町議会議員及び会津坂下町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

議案第89号 会津坂下町税条例等の一部を改正する条例

議案第90号 令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）

議案第91号 令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第92号 令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第93号 令和4年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

議案第94号 令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第4号）

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

初めに、議案第86号から議案第89号までについて説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

改めまして、おはようございます。私からは、議案第86号から第89号までご説明申し上げます。

まず、議案第86号「会津坂下町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

今回の改正は、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用し、次の世代にその知識、技術、経験などを継承するため、国家公務員の定年が現行の60歳から65歳まで段階的に

引き上げられる地方公務員法の改正がなされ、それに伴い、町条例の一部を改正するものであります。

改正は3点で、1点目は現行の60歳の定年を段階的に引き上げ、65歳とすること、2点目は管理監督職勤務上限年齢制の導入を定め、60歳を迎えた管理監督職の職員は管理監督職以外の職に異動させること、3点目は定年前再任用短時間勤務制の導入を定めるものであります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

右の旧が改正前、左の新が改正後で、下線部分が改正箇所であります。

1 ページは、目次及び章名を付するものであります。

第1章、総則は地方公務員法の改正に伴う引用先の変更で、第1条中を下線部のように改めるものであります。

第2章、定年制度は定年を段階的に引き上げ、65歳とするもので第3条中「65年」に改めるものであります。

また、第4条は定年による退職の特例を定めるもので、職務の専門性等により60歳定年を1年の範囲内で延長できるものを、定年の段階的延長に併せ、1年の範囲内で延長できるもので、下線部のとおりに改めるものであります。

3 ページをご覧ください。

第3章、管理監督職勤務上限年齢制では、60歳を超えた管理監督職の職員は、管理監督職以外の職に異動させることを定めるもので、第6条は、管理監督職の定義を定めるもので、下線部のとおり定めるものであります。

第7条は、管理監督職勤務上限年齢を60歳とするものです。

第8条は、管理監督職の者を定年により他の職へ降任等を行うに当たって遵守すべき基準を定めたもので、第1号では「適性を有する職へ降任」させること、第2号では「できる限り上位の職へ降任」させること、第3号では「やむを得ない場合を除き職制上逆転をさせない」ことを、下線部のとおり定めるものであります。

第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への再任用の制限の特例を定めるもので、第1項では、職務遂行上の事情や職務の特殊性といった特定の職員に着目した特例任用について、下線部のとおり定めるものであります。

第2項では、管理監督職を特例により延長した職員が他の部署に異動しても1年以内の期間でさらに特例を延長できる旨を、下線部のとおり定めるものであります。

第3項では、管理監督職を特例により延長した職員を除く上級職または確保困難専門職について年齢別構成の偏り等により後任の補充が困難な場合の特例任用をすることができるよう、下線部のとおり定めるものであります。

5 ページをご覧ください。

第4項では、管理監督職を特例により延長した職員の異動期間を1年以内の期間でさらに延長できる旨を、下線部のとおり定めるものであります。

第10条では、管理監督職を特例により延長した職員の異動期間の延長等に係る同意に

ついて定めるもので、任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないとするものであります。

第11条では、管理監督職を特例により延長した職員の異動期間の延長事由が消滅した場合の措置について定めるもので、任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものであります。

第4章、定年前再任用短時間勤務制は、定年前再任用短時間勤務制の導入について第12条及び第13条で定めるものであります。

第12条では、定年前再任用短時間勤務職員の任用について下線部のとおり定めるものであります。

6ページをご覧ください。

第13条では、組合を構成する地方公共団体と組合間での定年前再任用短時間勤務職員の任用について下線部のとおり定めるものであります。

第5章は雑則で、第14条では、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定めるとするもので、附則に次の2項を加えるものであります。

第3項では、定年の経過措置を定めるもので、60歳定年を段階的に65歳へ2年ごとに1歳ずつ定年を引き上げていくことを下線部のとおり定めるものであります。

第4項では、今回の定年延長により役職定年制の導入や給与の7割措置など、職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認を任命権者に義務づけることを、下線部のとおり定めるものであります。

次に、議案の8ページに戻っていただき、附則といたしまして、第1条では、この条例の施行を令和5年4月1日とし、附則第11条は、公布の日から施行することを定めるものでございます。

第2条は、職務の専門性等により60歳定年を1年の範囲内で延長できる勤務延長に関する経過措置を定めるもので、施行日前に勤務延長を行った職員についても、期限を延長できる旨を定めるものや、勤務延長者については、昇任ができないことを定めております。

続いて9ページをご覧ください。

第3条では、定年退職者等の再任用に関する経過措置を定めるもので、現行の再任用と同様に暫定再任用職員として、1年以内の任期で常時勤務を要する職に採用することができることや、65歳に達する年度末まで1年ずつ更新できること、任期の更新は勤務実績が良好である場合にできること、更新に当たっては本人の同意を得なければならないこと等について定めるものであります。

11ページをご覧ください。

第4条では組合を構成する地方公共団体と組合間の暫定再任用について定めるものです。

12ページをご覧ください。

第5条では暫定再任用短時間勤務職員と現行の再任用の諸要件を同様である旨を定めています。

13ページをご覧ください。

第6条では第4条と同様に、組合間との暫定再任用短時間勤務職員の規定を定めるものであります。

第7条から第9条は、施行日以降に設置された職や名称が変更された職についても、旧定年と同様の扱いとする旨を定めるものであります。

14ページをご覧ください。

第10条では、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を定めるもので、定年の段階的引き上げ期間中においては、定年前再任用短時間勤務職員の任期終了時点で再び定年前となる場合があるが、改めて定年前再任用短時間勤務職員として採用することができない旨を定めるものであります。

第11条につきましては、令和5年度の60歳に達する職員への情報提供については、令和4年度中に実施することを定めたものでございます。

説明は以上です。

続きまして、議案第87号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について、ご説明をいたします。

今回の改正は、能力と意欲のある高齢期の職員を活用し、その知識、技術、経験などを継承するため、定年が現行の60歳から65歳まで段階的に引き上げられることとなり、関係条例の整備をするものです。

改正の内容は、1点目に定年延長者の減給額の規定を定め、2点目に特例により役職定年しない管理監督者を育児休業の対象者から除くことを定め、3点目に定年延長者の給与を60歳時の給与額の7割とすることを定め、4点目に定年延長者に対する降給措置についての通知を行うことを定め、5点目に高齢者の部分休業の取得条件を30分単位とすることを定め、6点目に定年延長に伴い、現行の再任用制度を廃止するものや地方公務員法の改正に伴う引用先の変更や文言の整理をするものであります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げますので、新旧対照表の参考資料をご覧ください。

右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

まず、地方公務員法の改正に伴う引用先の変更のため、会津坂下町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の第2条中を第22条の4第1項に改めるものであります。

続いて2ページをご覧ください。

定年延長者の減給額について規定するため、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の第3条中を「1年以下の期間、その発令の日に受ける」に改め、「この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。」を加えるものです。

3ページをご覧ください。

地方公務員法の改正に伴う引用先の変更及び文言の整理のため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第2条第3項中を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員」また「定年前三任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

また、第3条第1項及び第2項、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中を「定年前三任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

次に、5ページをご覧ください。

職務遂行上の事情や職務の特殊性及び年齢別人員構成等の事情などの特例により役職定年しない管理監督者を育児休業の対象者から除くこと及び、文言の整理のため、職員の育児休業等に関する条例の第2条中に下線部のように第3号を加え、第3号を第4号とするものです。

また、第7条に下線部のように第3号を加え、第15条第2号中を「第22条の4第1項」並びに「定年前三任用短時間勤務職員等」に、第16条第1項を「定年前三任用短時間勤務職員等」に改めるものであります。

次に、7ページをご覧ください。

定年延長者の給与を60歳時の給与額の7割とすることの文言の整理のため、職員の給与に関する条例を改正するものであります。

第5条第3項中を「当該職員」に改め、同条第9項全文を下線部のとおりに改めるものであります。

第12条第1項第1号中に「この項及び次項において」と「この項及び次項において」を加え、同項第2号中に「この条において」を加えるものであり、同条第2項第1号中を「算出した当該職員」に改め、「この号において」と「この号において」、「この号及び第3号において」を加え、「当該職員」に改め、同項第2号中を「定年前三任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中を「当該職員」に改めるものであります。

続いて9ページをご覧ください。

第14条第1項中を「場合には」に改め、同条第2項及び第4項中を「定年前三任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削除するものであります。

続いて10ページをご覧ください。

第20条第2項及び第21条第1項中を「当該職員」に改め、第20条第3項、第21条第2項及び第24条の2の見出し並びに第24条の2中を「定年前三任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

また、第24条の2中に「第5条第1項から第8項まで、」を加えるものであります。

続いて11ページをご覧ください。

附則におきまして、定年延長者の給与を60歳時の給与額の7割とすることについて定めているものであります。12ページ以降の「行政職給料表」では「再任用短時間勤務職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

次に、18ページをご覧ください。

地方公務員法の改正に伴う引用先の変更のため、会津坂下町企業職員の給与の種類及

び基準に関する条例の第2条第1項中を「第22条の4第1項」に改めるものです。

次に、19ページをご覧ください。

定年延長者に対する降給措置についての通知をすることを定めるため、職員の分限に関する条例の第1条中を「、休職及び降給」に改めるものであります。

また、附則の見出し及び第5項、第6項を加えるものです。

次に、20ページをご覧ください。

高齢者の部分休業の取得条件を30分単位とするため、職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の第3条第1項及び、第2項中を「範囲内で、30分」及び、「高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする」に改めるものであります。

次に、議案に戻っていただきまして、議案16ページの第9条といたしまして、定年延長に伴い、現行の職員の再任用に関する条例は、廃止するものであります。

次に、附則といたしまして、第1条は、この条例の施行を令和5年4月1日と定めるもので、第2条は、用語の意義を定義するもので、第3条及び第4条は、経過措置を定めているもので、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、条例の規定を適用するものであります。

説明は、以上であります。

続きまして、議案第88号「会津坂下町議会議員及び会津坂下町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」により、衆議院議員及び参議院議員の選挙運動の公営に要する経費に係る限度額の引上げが行われました。

町の選挙公営は、「国の選挙公営に準じて行うこと」とされているため、町議会議員選挙及び町長選挙における公費負担の限度額の引上げを行うため、町条例の一部を改正したいとするものであります。

詳細については新旧対照表により説明します。

左側の新が改正後、右側の旧が改正前で、下線部が変更箇所であります。

第4条の改正につきましては、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額の引上げとなります。アにつきましては、自動車の借入契約における1日当たりの上限額を1万6,100円に改正したいとするものであります。イにつきましては、燃料代の1日当たりの上限額を7,700円に改正したいとするものです。

第8条の改正につきましては、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額の引上げで、1枚当たりの単価を7円73銭に改正したいというものです。

第11条の改正につきましては、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額の限度額の引上げで、1枚当たりの単価を405円99銭に加算額を23万7,188円に改正したいとするものであります。

最後に議案書にお戻りいただき、附則として「この条例は公布の日から施行する」としたいとするものです。

説明は以上であります。

続きまして、議案第89号「会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」につきまして、ご説明を申し上げます。

「会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」は、地方税法及び関係法令の一部改正に伴い、関係条文を改正するものであります。詳細につきましては、資料の「新旧対照表」により、ご説明を申し上げます。

初めに「会津坂下町税条例等の一部を改正する条例第1条の参考資料の新旧対照表」1ページをご覧ください。左側の新が改正後、右側の旧が改正前で、下線部分が改正箇所であります。

第18条の4の改正は、地方税法第382条の4が新設されたことに伴い、納税証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳に記載されている住所から人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合には、DV被害防止のため住所の削除などの必要な措置を講じ、交付することを明確化したものであります。法382条の4に「規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む」を加える改正であります。

次に、第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項は、これまで上場株式等の配当所得等において、所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択が可能でありましたが、地方税法の改正により個人住民税の課税方式を所得税における課税方式に一致させるもので、第33条第4項を下線部のとおり全文を改め、同条第6項も下線部のとおり全文を改めるものであります。

続いて2ページをご覧ください。

第34条の9第1項中を「確定申告書」に改め、同条第2項中を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改めます。

次に、第36条の2第1項については、地方税法の改正により、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定において、所得税法上の源泉控除対象配偶者に当たらない者であっても、地方税法上は申告書を提出するよう改正するものであります。

続いて3ページをご覧ください。

第36条の2第1項中を「所得税の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改めます。

次に、第36条の2第2項については、地方税法施行規則の改正に伴う項ずれによる改正で、字句の修正による改正であります。

4ページをご覧ください。

次に、第36条の3の2見出し及び第1項第2号は、地方税法の改正により、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加することに伴うもので、第36条の3の2の見出し中を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項第1号の次に下線部のとおり条文を加え、第2号を第3号に、第3

号を第4号に改めるものであります。

次に、第36条の3の3の見出し及び第1項並びに第1項第2号については、地方税法の改正により、一定の所得を有する配偶者及び退職手当等を有する扶養親族がいる公的年金等受給者においては、申告書の提出を義務化するとともに、申告書の記載事項に配偶者の氏名を追加するもので、第36条の3の3の見出し中を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有するものであって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号について同じ。）又は」を加え、「控除対象扶養親族」を「控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者」に改めるものでございます。

5ページをご覧ください。

同条第1項中第1号の次に「第2号特定配偶者の氏名」を加え、第2号を第3号に、第3号を第4号に改めるものであります。

次に、附則第7条の3の2第1項については、地方税法の改正により、個人町民税の住宅借入金等特別控除において、控除期間及び居住を始めた年を改める改正であります。附則第7条の3の2第1項中を「令和20年度」「令和7年」に改めます。

次に、附則第16条の3第2項は、地方税法改正により、上場株式等に係る配当所得等を所得税で申告分離課税を適用した場合に限り、個人町民税においても適用するもので、下線部のとおり全文を改めるものです。

6ページをご覧ください。

次に、附則第17条の2第3項については、引用する租税特別措置法第37条の9が削除になったことに伴う改正であります。

次に、附則第20条の2第4項については、外国人居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正により、上場株式等に係る配当所得等と同様に、特例適用配当等についても、個人住民税の課税方式を所得税における課税方式に一致させることによるもので、下線部のとおり全文を改めるものです。

続いて7ページをご覧ください。

次に、附則第20条の3第4項及び第6項については、租税条約等の実施に伴う所得税法及び地方税法の特例に関する法律の改正により、上場株式等に係る配当所得等と同様に、条約適用配当等についても、個人住民税の課税方式を所得税における課税方式に一致させるもので、附則第20条の3第4項を、下線部のとおり全文を改め、同条第6項中を「年分の所得税に係る」に、また「確定申告書にこの項」に改め、続いて8ページをご覧ください。「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）」を削る改正でございます。

次に、附則第26条については、地方税法の改正により、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例が廃止されることによる条文の削除であります。

次に、9ページ「会津坂下町税条例等の一部を改正する条例第2条参考資料」をご覧ください。

ください。

これは、令和3年12月10日に可決いたしました令和3年条例第23号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」の一部を改正するものです。

附則第2条第2項については、地方税法の改正により、適用となる条文を明確化するもので「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改めるものであります。

議案の本文の4ページにお戻りください。4頁の附則であります。第1条第1号は改正条例第1条のうち会津坂下町税条例の第36条の3の2、第36条の3の3、同条例附則第7条の3の2及び第17条の2の改正規定、並びに税条例附則第26条を削る改正規定、附則第3条第1項及び第2項の規定については、令和5年1月1日から施行するとするものです。

次に附則第1条第2号は改正条例第1条のうち、会津坂下町税条例の第33条、第34条の9、第36条の2、第36条の3の改正規定、同条例附則第16条の3、第20条の2、第20条の3の改正規定、並びに第2条会津坂下町税条例の一部を改正する条例附則第2条の改正規定、並びに附則第3条第3項の規定は令和6年1月1日から施行するというものでございます。

次に附則第1条第3号は改正条例第1条のうち、会津坂下町税条例の第18条の4の改正規定は、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行日から施行するものであります。なお、政令で定められた施行日は令和6年4月1日であります。

次に、附則第2条は納税証明書に関する経過措置を定め、附則第3条は町民税に関する経過措置を定めるというものでございます。

説明は以上であります。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午前11時6分）

再開は11時15分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前11時15分）

続いて、議案第90号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第90号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）」についてご説明を

申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に3億1,134万7,000円を追加し、予算の総額を86億7,141万4,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

次に、第2条、地方債の廃止・変更は、「第2表 地方債補正」によるものです。今回の補正予算は、補助金及び事業費の確定に伴う増減、ふるさと納税寄附金の増額と、返礼品等に係る事業費の増額、8月の豪雨により被災した農地農業施設の災害復旧工事費、起債の繰上償還費を計上するものです。また、新型コロナウイルスワクチン接種について、年内接種促進の体制整備と、生後6か月から4歳までの乳幼児のワクチン接種費用を補正するものです。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明をいたします。

4ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」についてご説明いたします。

今回の補正では、廃止が1件、変更が2件です。

まず、廃止ですが、臨時財政対策債は、令和3年度に臨時財政対策債の償還に係る財源として追加交付されました普通交付税を減債基金に積み立てておりましたが、本年度の発行可能額が確定した臨時財政対策債について、減債基金を活用し借入れを取りやめ廃止するものです。なお、借入れの有無にかかわらず、元利償還相当分が地方交付税に全額算入されます。

次に、変更の1件目ですが、会津西部斎苑整備事業は、会津西部斎苑の火葬炉や施設設備の改修工事費が入札により事業費が確定したこと、また、過疎対策事業債が減額配分となったため、過疎対策事業債600万円を減額するものです。

次に、変更の2件目ですが、農地農業施設災害復旧事業は、8月3日から4日にかけての豪雨により被災した袋原、本名地区の農地農業施設の災害復旧工事に伴うもので、災害復旧事業債1,100万円を増額するものです。なお、元利償還金の95%が交付税措置をされます。

事項別明細書についてご説明申し上げます。

1ページ、総括の歳入につきましては、12款分担金及び負担金から21款町債まで、補正前の額83億6,006万7,000円、補正額3億1,134万7,000円の増、補正後の額86億7,141万4,000円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては歳入と同額となります。財源内訳につきましては、国県支出金が4,495万2,000円の増、地方債が500万円の増、その他特定財源が2億1,755万円の増、一般財源が4,384万5,000円の増であります。

3 ページをご覧ください。

2、歳入の詳細についてご説明いたします。

12款 1 項 3 目災害復旧費分担金、補正額45万円の増は、8 月 3 日から 4 日の豪雨により被災しました農地農業施設災害復旧工事に係る袋原地区と本名地区からの受益者分担金を計上したもので、負担割合は1.5%になります。

14款 1 項 2 目衛生費国庫負担金、補正額213万4,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の追加交付分で、生後 6 か月から 4 歳までの乳幼児のワクチン接種が開始されることに伴い、予防接種の実施に係る経費に対する負担金を計上するもので、補助率は10分の10です。

14款 2 項 1 目総務費国庫補助金、補正額10万5,000円の増は、マイナンバーの普及促進のため、出張申請受付、及び申請サポート事業で使用するタブレット端末とケース 2 台分の購入費に対する社会保障・税番号制度補助金を計上するもので、補助率は10分の10です。

14款 2 項 2 目民生費国庫補助金、補正額829万6,000円の増は、2 節児童福祉費補助金、81万6,000円の増は、まず、子ども・子育て支援交付金11万6,000円の増ですが、放課後児童健全育成事業における I C Tシステムと基幹収納システムの連携に伴うシステム改修経費に対する補助金を計上するもので、補助率は 3 分の 1 です。

次に、保育対策総合支援事業費補助金、70万円の増は、新型コロナウイルス感染対策に要する経費に対して交付される補助金で、ばんげ保育所の衛生用品などの購入で25万円、町内小規模保育施設 3 か所に対する補助で45万円を計上するもので、補助率は 2 分の 1 です。

4 ページをご覧ください。

4 節老人福祉費補助金、748万円の増は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でケアプラザ坂下が行う非常用自家用発電設備の整備費に対する補助金を計上するもので、補助率は10分の10です。

3 目衛生費国庫補助金、補正額1,200万1,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の追加交付分で、ワクチンの年内接種促進と、生後 6 か月から 4 歳までの乳幼児のワクチン接種が開始されることに伴い、接種券発行等の体制整備経費に対する補助金を計上するもので、補助率は10分の10です。

6 目教育費国庫補助金、補正額191万1,000円の減は、国指定重要文化財である旧五十嵐家住宅の修繕工事完了により事業費が確定したことから、建造物保存修理事業費補助金を減額するものです。

15款 2 項 1 目総務費県補助金、補正額466万3,000円の増は、地域住民の日常生活に必要な生活交通の確保のため、市町村生活バス運行に要する経費を補助する市町村生活交通対策事業運行費補助金で生活路線バス 6 路線の運行経費が増となったため増額するもので、補助率は 3 分の 2 です。

2 目民生費県補助金、補正額301万3,000円の増ですが、まず、ふくしま多子世帯保育料軽減事業費補助金、31万1,000円の増は、第 3 子以降の児童の保育料を軽減するもの

で、対象者が25名から3名増加し28名となったため増額するもので、補助率は10分の10です。

次に、子どもの医療費補助金258万6,000円の増は、小学4年生から18歳までの子供の医療費に対する補助で、入院に係る医療費が増加しているため増額するもので、補助率は10分の10です。

次に、子ども・子育て支援交付金11万6,000円の増は、放課後児童健全育成事業におけるICTシステムと基幹収納システムの連携に伴うシステム改修経費に対するもので、国庫補助同様に県補助分が増額となったもので、補助率は3分の1です。

4目農林水産業費県補助金、補正額91万1,000円の増は、5ページをご覧ください。

まず、情報収集等業務効率化支援事業補助金、9万2,000円の増は、農業委員会サポートシステムと連動した効率的な業務を実施するため、タブレット3台の購入費に対する補助金を計上するもので、補助率は10分の10です。

次に、環境保全型農業直接支払交付金、81万9,000円の増は、環境に配慮した取組を行う農業者に対して補助されるもので、取組内容、取組面積の確定により増額するものです。

8目災害復旧費県補助金、補正額1,639万5,000円の増は、8月3日から4日の豪雨により被災した農地農業施設災害復旧工事に係る補助金を計上するものです。なお、補助率は、農地が50%、農業施設が65%となっております。

3項1目総務費県委託金、補正額81万2,000円の減は、まず、うつくしま権限移譲交付金79万9,000円の減は、県から権限委譲を受けている事務の令和3年度の取扱件数に応じて交付されるもので、令和2年度と比較して処理件数が減少したため減額するものです。

次に、住宅土地統計調査交付金1万3,000円の減は、令和5年度に実施する住宅・土地統計調査の事前調査経費に対する委託金で、調査地区が確定したことにより減額するものです。

6目教育費県委託金、補正額15万7,000円の増は、スクールソーシャルワーカーの勤務時間等の増加に伴い、県から追加交付されるものです。

6ページをご覧ください。

17款1項1目一般寄附金、補正額413万1,000円の増は、アルトン工業から200万円、齋藤前会津坂下町長から100万円、消防団OB会から67万円など、計6件ご寄附をいただいたもので、財政調整基金に積立てをするものです。

2目ふるさと納税寄附金、補正額1億円の増は、本年度のふるさと納税の実績を2億5,000万円と見込み、増額したものです。

18款1項1目財政調整基金繰入金、補正額67万円の増は、消防団OB会からの寄附金を繰入れし、寄附目的である消防団活動応援のために、今回の補正予算において新調しました消防団団旗の展示用ケースを購入するものです。

3目行政センター建設整備基金繰入金、補正額633万円の増は、公有財産購入などの新庁舎建設事業費の財源とするものです。

6目減債基金繰入金、補正額1億6,737万1,000円の増は、減債基金の一部を繰入れして、本年度借入れを予定しておりました臨時財政対策債の廃止と、福島県市町村振興基金から借入れした起債及び利率の高い起債を合わせて5本を繰上償還し、将来負担を軽減したいとするものです。

7目森林環境基金繰入金、補正額31万5,000円の増は、森林環境基金の一部を繰入れして、森林経営管理制度の準備として実施する対象森林抽出業務の財源とするものです。

7ページをご覧ください。

20款4項4目雑入、補正額4,506万8,000円の増ですが、まず、後期高齢者医療療養給付費過年度分4,254万5,000円の増は、令和3年度の後期高齢者医療療養給付費の実績額確定により、概算納付した負担金が返還されるものです。

次に、多面的機能支払交付金返還金252万3,000円の増は、令和3年度分の実績が確定し、6団体からの返還金を計上するものです。

21款町債につきましては、第2表の地方債の補正によりご説明したとおり、廃止が1件、変更が2件です。これにより、町債の総額は5,794万円減の2億400万円となります。町債の総額は、災害復旧工事等の特段の事情を除きますと1億8,600万円となり、アクションプランで定めました毎年の起債上限2億円以内となっております。

8ページをご覧ください。

3、歳出についてご説明いたします。

2款1項1目一般管理費、まず、財源の内訳が、県委託金であります「うつくしま権限移譲交付金」の減、ふるさと納税寄附金の充当により国県支出金79万9,000円の減、その他8,095万8,000円の増、一般財源91万7,000円の増となります。

補正額8,107万6,000円の増は、まず、3節職員手当等11万8,000円の増については、職員1名の住所変更に伴う住居手当の増と通勤手当の減、世帯区分の変更による寒冷地手当の増分を計上するものです。

次に、7節報償費から13節使用料及び賃借料まで合計8,095万8,000円の増は、ふるさと納税寄附額が本年度の実績、前年度の傾向から今後さらに増となると見込み、ふるさと納税に係る返礼品等の経費を計上するものです。

まず、7節報償費は、ふるさと納税寄附者に対する返礼品等に係る経費を増額するものです。次に、11節役務費は、クレジットカードによる寄附の決済手数料を増額するものです。次に、12節委託料は、返礼品発注等業務委託先である「新朝プレス」への委託料を増額するものです。次に、13節使用料及び賃借料のライセンスは、ふるさと納税ポータルサイトの使用料を増額するものです。

5目財産管理費、補正額2,317万4,000円の増は、歳入の寄附金でもご説明しました6件の一般寄附金413万2,000円とふるさと納税1億円の増から、返礼品等の経費を差し引いた1,904万2,000円を積立てするものです。

6目企画費、まず、財源の内訳が、市町村生活交通対策事業運行費補助金の充当により、国県支出金466万3,000円の増、一般財源534万4,000円の増となります。

補正額1,000万7,000円の増は、まず、11節役務費9,000円の増は、みんなのトイレの

建設工事に伴い必要となる水道工事設計審査関連費用を計上するものです。

9ページをご覧ください。

13節使用料及び賃借料、290万3,000円の増は、生活路線バス6路線の運行経費の増に伴い、定期券購入が必要となるため計上するものです。

18節負担金補助及び交付金、709万5,000円の増は、市町村生活バス路線運行負担金699万6,000円の増は生活路線バス6路線の運行経費に対する負担金で、新たに厚生病院への乗り入れが増えたことなどによる運行距離の延長、距離当たりの単価増や燃料費の高騰などに伴い運行経費が増となったことにより増額するものです。

上水道加入負担金9万9,000円の増は、みんなのトイレの建設場所が現在の位置から南小学校北側南幹線沿いのみんなのバス停西側に建設されるに伴い、新たに上水道加入負担金が必要となるため計上するものです。

10目新庁舎建設費、補正額642万5,000円の増ですが、まず、1節報酬9万5,000円の増は、新庁舎建設検討委員会委員の構成変更に伴い、委員が5名増加し25名となったことによるものです。次に、12節委託料22万円の増は、会津商工信用組合坂下支店駐車場北側の土地建物を公共用地として取得することに伴い、所有権移転登記費用を計上するものです。次に、16節公有財産購入費611万円の増は、会津商工信用組合坂下支店駐車場北側の土地建物を公共用地として取得するための購入費を計上するものです。

10ページをご覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額10万6,000円の増は、マイナンバーの普及促進のため、出張申請受付、及び申請サポートで使用するタブレット端末及びケース2台分の購入費を計上するものです。

4項1目選挙管理委員会費、補正額3万6,000円の増は、職員1名が、扶養手当、寒冷地手当の該当となるため増額するものです。

5項2目総務統計費、補正額1万2,000円の減は、令和5年度に実施する住宅・土地統計調査の事前調査費で、当初予算は5年前の実績により33地区で計上しておりましたが、調査地区が27地区で確定したことに伴い減額するものです。

11ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費、補正額12万2,000円の増は、国民健康保険特別会計において、健康管理センターの電気料の不足等により施設管理経費が増となるため繰出金を増額するものです。

3目老人福祉費、補正額748万円の増は、高齢者施設の防災・減災対策に係る施設改修費を補助する地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でケアプラザ坂下が行う非常用自家発電設備の整備に要する経費を補助するもので、補助率は10分の10です。

2項1目児童福祉総務費、まず、財源内訳が、子ども・子育て支援交付金、ふくしま多子世帯保育料軽減事業費補助金の充当により、国県支出金54万3,000円の増、一般財源59万9,000円の増となります。

補正額114万2,000円の増ですが、12節委託料83万円の増は、まず、測量設計47万9,000円の増については、子育てふれあい交流センターの受水槽について、点検の結果、

滅菌器の故障が判明したため、給水施設の改修工事が必要となることから設計業務委託料を計上するものです。なお、工事は令和5年度を予定しております。

次に、システム改修業務35万1,000円の増は、放課後児童健全育成事業におけるICTシステムと基幹収納システムの連携に伴い、ツール開発及び基幹システムの設定変更に係る委託料を計上するものです。

18節負担金補助及び交付金、31万2,000円の増は、第3子以降の児童の保育料を軽減する多子世帯保育料軽減事業で対象者が25名から28名となったことによるもので、補助率は10分の10となります。

3目母子福祉費、補正額258万7,000円の増は、小学4年生から18歳までの子供の医療費に対し補助するもので、入院に係る医療費の増加に伴い児童医療費が不足することが見込まれるため増額するもので、補助率は10分の10です。

4目児童福祉施設費、補正額347万7,000円の増ですが、まず、1節報酬118万円の増は、ばんげ保育所において、0才児クラスの補助としてパートタイム会計年度任用職員1名の採用と、コロナ対応として緊急対応保育士の出勤日数が増加しているため増額するものです。

12ページをご覧ください。

2節給料から3節職員手当等まで229万7,000円の増は、ばんげ保育所の会計年度任用職員の人件費で、待機児童解消を図るため0才児クラスを担当する職員が新たに必要となることから、3名分の給料と通勤手当を増額するものです。

4款1項2目予防費、補正額3万5,000円の増は、令和3年度、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の確定により発生した返還金を計上したものです。

4目斎苑管理運営費、財源の内訳が、起債の減により、地方債600万円の減、一般財源429万5,000円の増となります。

補正額170万5,000円の減は、会津西部斎苑の火葬炉等改修工事費の事業費確定により減額するものです。

5目新型コロナウイルス感染症対策費、財源の内訳が、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び体制確保事業費補助金等の充当により、国県支出金1,483万5,000円の増、一般財源が20万2,000円の増になります。

補正額1,503万7,000円の増は、新型コロナウイルスワクチンの年内接種促進の体制整備に係る経費と、生後6か月から4歳までの乳幼児のワクチン接種の開始に伴う経費であり、11節役務費、20万6,000円の増は、接種券送付等に係る郵便料と国保連への審査支払手数料になります。

12節委託料、1,393万1,000円の増は、13ページをご覧ください。

まず、医療用産業廃棄物の処理費用30万円、予防接種が、生後6か月から4歳までの乳幼児のワクチン接種希望見込み182人分のワクチン接種費用213万5,000円、ワクチンの年内接種促進等に伴う医療機関の接種体制整備費用1,149万6,000円であり、補助率は10分の10です。

18節負担金補助及び交付金、90万円の増は、新型コロナウイルス対策としてマスク、

消毒液などの衛生用品を購入する町内小規模保育施設に対して補助するもので、1施設当たり30万円の補助で、3か所分を計上するものです。

6款1項1目農業委員会費、財源の内訳が、情報収集等業務効率化支援事業補助金の充当により、国県支出金9万2,000円の増、一般財源2万7,000円の増となります。

補正額11万9,000円の増は、農業委員会サポートシステムと連動した効率的な業務を実施するため、情報収集等業務効率化支援事業費を計上するものです。

11節役務費は、タブレット3台分の通信料になります。

13節使用料及び賃借料は、タブレット3台分のモバイルデバイス管理使用料になります。

17節備品購入費は、農業委員が現地調査等で使用するタブレット3台分の購入費を計上するものです。

3目農業振興費、財源内訳が、環境保全型農業直接支払交付金及び森林環境基金の充当により、国県支出金81万9,000円の増、その他31万5,000円の増、一般財源121万9,000円の増になります。

補正額235万3,000円の増は、まず、10節需用費、94万4,000円の増は、農村環境改善センターの自動火災報知設備が消防設備点検により故障していることが判明したため、修繕費用を計上するものです。

12節委託料、31万5,000円の増は、手入れの行き届いていない森林について、町が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託し、林業経営に適さない森林は町が公的に管理する森林経営管理制度事業を実施するため、本年度は、制度の対象となる森林を抽出する業務委託料を計上するものです。

14ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金、109万4,000円の増は、有機農業や堆肥の施用など環境に配慮した取組を行う環境保全型農業直接支払事業補助金で、取組内容、面積の確定により増額するものです。

4目畜産業費、補正額2万1,000円の増は、牛アカバネ病予防注射の対象頭数の増加、予防接種代の単価改定によるものです。

5目農地費、財源の内訳が、令和3年度多面的機能支払交付金返還金の充当により、その他189万3,000円の増、一般財源17万8,000円の増となります。

補正額207万1,000円の増ですが、3節職員手当等3万8,000円の減は、職員1名の寒冷地手当の区分変更に伴うものです。

22節償還金利子及び割引料、189万3,000円の増は、令和3年度多面的機能支払交付金事業費の確定により、国・県への返還金を計上するものです。

27節繰出金、21万6,000円の増は、農業集落排水特別会計において処理場の電気料が不足することが見込まれるため計上するものです。

6目国土調査費、補正額110万7,000円の増は、平成12年度に地籍調査した牛川第1・第2地区の認証請求に伴い、法務局の指示により図面の修正が必要となったため修正業務の委託料を計上するものです。

15ページをご覧ください。

7款1項2目商工業振興費、補正額30万円の増は、コロナ禍が落ち着き始めたことに伴い首都圏での物販イベントが再開され、物産等販売促進に係る町観光物産協会への委託料が不足することから増額するものです。

8款2項1目道路維持費、補正額27万8,000円の増は、除雪オペレーターの勤続年数構成の変更により計上するものです。

4項4目下水道費、補正額129万4,000円の増は、下水道事業特別会計において、東西・中央浄化センターの電気料の不足、また、職員1名が標準報酬月額増に伴い共済費が増額となるため、繰出金を増額するものです。

16ページをご覧ください。

9款1項1目非常備消防費、補正額67万1,000円の増は、消防団OB会の寄附により本年度購入した消防団新団旗の展示用ガラスケースを購入するものです。

10款1項2目事務局費、財源の内訳が、スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業委託金の充当により、国県支出金15万7,000円の増、一般財源2,000円の増となります。

補正額15万9,000円の増は、スクールソーシャルワーカーの勤務時間等の増に伴い、1節報酬が12万1,000円の増、10節需用費、消耗品が3万8,000円の増となります。

2項1目小学校費、学校管理費、補正額27万3,000円の増は、東小学校体育館の照明の修繕費用を計上するものです。

17ページをご覧ください。

4項1目幼稚園費、補正額96万5,000円の増は、2節給料から3節職員手当等は、南幼稚園において、職員の産休等により代替えの会計年度職員1名分の給料と手当を増額するものです。

5項2目公民館費、補正額67万6,000円の増は、中央公民館の電気料が燃料費の高騰等により不足するため増額するものです。

5目指定文化財管理費、まず財源の内訳が、建造物保存修理事業費補助金の減により、国県支出金191万1,000円の減、一般財源56万9,000円の増となります。

補正額134万2,000円の減は、国指定重要文化財である旧五十嵐家住宅の改修工事と周辺施設の整備完了に伴い事業費が確定したため、設計管理費及び工事請負費を減額するものです。

18ページをご覧ください。

6項1目保健体育総務費、補正額15万8,000円の増は、南小学校校庭の夜間照明の電気料が燃料費の高騰により不足することが見込まれるため、増額するものです。

2目学校給食費、補正額340万6,000円の増ですが、10節需用費、302万3,000円の増は、給食センターの電気料が不足することが見込まれるため増額するものです。

12節委託料、38万3,000円の増は、給食センター業務に伴うノロウイルス検査について、本年度、2回分予算を計上しておりましたが、保健所から6回実施するように指導があったため、不足する事務員3人の4回分の検査費用として、検便細菌検査委託料6万6,000円とメフォス職員24人の4回分検査費用として、給食調理・搬送等委託料31万

7,000円を計上するものです。

11款1項1目農業施設災害復旧費、まず、財源内訳が、災害復旧費補助金、地方債及び受益者分担金の充当により、国県支出金1,639万5,000円の増、地方債1,100万円の増、その他45万円の増、一般財源215万5,000円の増となります。

補正額3,000万円の増は、8月3日から4日の豪雨により被災した農地農業施設の災害復旧工事費であり、袋原地区の農地3か所と本名地区の農業施設2か所（排水路1か所、農道1か所）の計2地区5か所分を計上するものです。

19ページをご覧ください。

12款1項公債費、1目元金、補正額1億455万8,000円の増は、減債基金を財源に、福島県振興基金等から借入れした起債5本を繰上償還する1億443万1,000円と、平成24年12月に借入れした臨時財政対策債が、借入れから10年が経過し利率見直しの時期を迎えたことにより、利率が0.6%から0.2%に見直されたため、元金12万7,000円を増額するものです。

2目利子、補正額26万9,000円の減は、元金同様に臨時財政対策債の利率が見直されたため減額するものです。

3目公債諸費、補正額15万4,000円の増は、繰上償還に伴う手数料で、手数料が無料である福島県振興基金を除く起債4本分の繰上償還手数料を計上するものです。

最後に、13款1項1目予備費、補正額1,540万8,000円の増は、歳入歳出額の調整による増額となり、これにより予備費総額は3,076万6,000円となります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第91号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第91号「令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ4,367万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億1,435万3,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、コロナ禍による受診控えの反動と思われる給付費の伸びにより、一般被保険者療養給付費と高額療養費の増の補正と、電気料金等の単価増による健康管理センター事業費の補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。1ページをお開きください。1の総括の説明になります。

まず、歳入であります。

4款県支出金から6款繰入金までの補正額合計4,367万4,000円を追加し、歳入合計を18億1,435万3,000円にするものです。

次に、2ページをお開きください。歳出であります。

2款保険給付費から9款予備費までの補正額合計4,367万4,000円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の18億1,435万3,000円にするものです。財源内訳は、国県支出金が4,355万2,000円の増、一般財源が12万2,000円の増となります。

3ページ以降は詳細の説明となります。

2の歳入であります。

4款1項1目保険給付費等交付金、4,355万2,000円の増は、歳出の保険給付費の増加分について、全額、県補助金の交付対象となるためでございます。

6款1項1目一般会計繰入金、12万2,000円の増は、歳出の健康管理センター事業費について、国保加入者以外の町民の割合分を一般会計から繰入れするものでございます。

4ページをお開きください。次に、3の歳出についてご説明申し上げます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、2,685万1,000円の増、3目一般被保険者療養費、33万4,000円の増、2款2項1目一般被保険者高額療養費、1,636万7,000円の増は、9月診療分までの給付額が当初見込みより大幅に伸びているための補正となります。

5款3項1目施設管理費、16万1,000円の増は、電気料金の単価増及び清掃モップの単価増により補正するものです。

9款1項1目予備費は3万9,000円の減で、3,677万2,000円となります。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第92号から議案第94号までについて説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

私からは、議案第92号から議案第94号までご説明を申し上げます。

初めに、議案第92号「令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところ

ろによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ129万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,735万2,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、維持管理費では各浄化センター電気料の増額見込分を計上、建設費では人件費の増額を計上したものであります。

1ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書の1ページをお開きください。

1、総括であります。歳入歳出ともに129万4,000円を追加し、合計額を5億4,735万2,000円としたいというものであります。

3ページをお開きください。歳入であります。

5款1項1目一般会計繰入金、129万4,000円の増は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

4ページをお開きください。歳出であります。

1款2項1目維持管理費は119万6,000円の増であります。

10節需用費、119万6,000円の増は、各浄化センターにおける電気料の増額見込分であります。

1款3項1目建設費は9万8,000円の増であります。

4節共済費、9万8,000円の増は、職員1名の標準月額報酬の増によるものであります。

2款1項2目利子については、増減はございませんが、財源内訳の補正であります。

今回、維持管理費を補正するに当たり、その財源については特定財源である使用料を最優先に充当することとなっていることから、特定財源を維持管理費に充当し、一般財源を利子に充当するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第93号「令和4年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,610万円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、各浄化センター電気料の増額見込分を計上したものであります。

1 ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

事項別明細書の1 ページをお開きください。

1、総括であります。歳入歳出ともに21万6,000円を追加し、合計額を6,610万円としたいというものであります。

3 ページをお開きください。歳入であります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、21万6,000円の増は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費については、増減はありませんが、財源内訳の補正であります。補正内容につきましては、特定財源である使用料は優先的に維持管理費に充当することとなっていることから、今般、一般管理費に充当している分を維持管理に充当するようにして、総務費の不足分については一般財源を充当するよう補正したものであります。

1 款 2 項 1 目維持管理費は21万6,000円の増であります。

10 節需用費、21万6,000円の増は、各浄化センターにおける電気料の増額見込分であります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第94号「令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

第1条として、令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条は、令和4年度会津坂下町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいというものであります。

第1款水道事業収益を、既決予定額5億1,542万7,000円から31万1,000円を減額し、5億1,511万6,000円にしたいというものであります。

第1款水道事業費用を、既決予定額4億8,766万6,000円に888万9,000円を追加し、4億9,655万5,000円にしたいというものであります。

次に、第3条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,744万1,000円の補填財源を、過年度分損益勘定留保資金1億771万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額972万5,000円に改めたいというものであります。

第1款資本的収入を、既決予定額2億945万1,000円から1億990万円減額し、9,955万

1,000円にしたいというものであります。

裏面をお開きください。

第1款資本的支出を、既決予定額3億2,910万7,000円から1億1,211万5,000円に減額し、2億1,699万2,000円にしたいというものであります。

第4条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正したいというものであります。

借入限度額を1億990万円減額し、5,200万円にしたいというものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

第5条、予算第7条に定めた職員給与費の既決予定額3,054万1,000円に12万円を追加し、3,066万1,000円に改めるものであります。

今回の補正は、県道管理者との協議継続に伴う県道喜多方会津坂下線水管橋更新工事の減、年度内竣工が見込めなくなったことによる国道49号水路横断更新工事及び県道塩川会津坂下線水路横断更新工事の減、年度内の部品調達が困難となったことによる水道施設配電盤設備更新工事の減、水道管路管理システムに係る業者との協議継続に伴い、年度内の導入が困難になったことによるリース債務支払いの減、並びに中央監視用プリンター更新による増を計上したものであります。

1 ページをお開きください。実施計画収益的収入及び支出であります。

詳細につきましては、5 ページの予算明細書でご説明申し上げます。

2 ページをお開きください。

実施計画資本的収入及び支出であります。詳細につきましては、6 ページの予算明細書でご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書であります。資金の増加額は、補正前の3,225万6,034円から864万5,833円減額し2,361万201円となり、資金期末残高は8億1,795万1,405円となります。

4 ページをお開きください。

予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5 ページをお開きください。

予算明細書収益的収入及び支出であります。

収益的収入、1 款 2 項 4 目長期前受金戻入、31万1,000円の減は、県道喜多方会津坂下線水管橋更新工事、国道49号水路横断更新工事及び県道塩川会津坂下線水路横断更新工事の減に伴う減価償却費収益化の減によるものであります。

収益的支出、1 款 1 項 2 目配水及び給水費、16万3,000円の減は、水道管路管理システムの減に伴うリース利息相当額の減によるものであります。

4 目総係費、12万円の増は、職員の居住異動に伴うものであります。

5 目減価償却費、6万4,000円の増は、県道喜多方会津坂下線水管橋更新工事、国道49号水路横断更新工事及び県道塩川会津坂下線水路横断更新工事の減によるものであります。

6 目資産減耗費、124万7,000円の減は、県道喜多方会津坂下線水管橋更新工事、国道

49号水路横断更新工事及び県道塩川会津坂下線水路横断更新工事の減によるものであります。

1 款 2 項 3 目消費税及び地方消費税、1,011万5,000円の増は、今回の補正額を基に再計算した結果、課税仕入れ減による納付額の増分を計上したものであります。

6 ページをお開きください。

資本的収入、1 款 1 項 1 目企業債、1 億990万円の減は、県道喜多方会津坂下線水管橋更新工事、国道49号水路横断更新工事、県道塩川会津坂下線水路横断更新工事及び水道施設配電盤設備更新工事の減に伴い、上水道施設整備事業債を減額しております。

資本的支出、1 款 1 項 3 目固定資産購入費、1 億1,039万9,000円の減は、3 節構築物、県道喜多方会津坂下線水管橋更新工事、国道49号水路横断更新工事及び県道塩川会津坂下線水路横断更新工事の減、4 節機械及び装備、水道施設配電盤設備更新工事の減、6 節工具器具及び備品、中央監視用プリンター更新に伴う工具器具等の増を計上したものであります。

6 目リース債務支払額、171万6,000円の減は、水道管路管理システムの年度内導入が困難になったことによる減であります。

7 ページをお開きください。

実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支（損益勘定）であります。収益的収入5 億1,511万6,000円、収益的支出4 億9,655万5,000円、税込当期純利益1,856万1,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額972万5,000円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税8,000円を差し引き、税抜当期純利益は882万8,000円となるところであります。

(2) 資本的収支（資本勘定）の不足額の補填財源につきましては、下段、補填財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって議案の説明を終わります。

これらに対する質疑は最終日に行います。

以上をもって本日の議事は全部終了いたしました。

12月2日から4日までは休会であります。

12月5日は午前10時より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は、11月17日の正午に通告を締め切っており、議員7名から通告を受けております。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午後0時6分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月1日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員